

1. 事業目的

東京一極集中が進み、日本の総人口の約3割が集中している状況の中、神戸市の人口については減少しており、首都圏に集積する人材還元の取り組みは重要である。

本業務では、首都圏在住者のうち、神戸への移住可能性が高い層や神戸での就職を希望する層を想定し、各年代にあわせたコミュニティ形成を行い、市内企業との交流機会の提供などにより、「神戸に恩返ししたい」「神戸で子育てをしたい」「そろそろ神戸に帰りたい」などの想いが生じるタイミングでの神戸との接点を増やすことで、市内企業への就職および神戸への移住促進を目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 委託料（上限）

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 事業内容

1) ターゲットの選定

神戸への移住・転職を検討する可能性が高い層について、神戸市と協議を行い、本業務のターゲットとなる年代層を複数選定する。

2) コミュニティの形成

①ターゲットにあわせた広告媒体による広報や、大学等の各種コミュニティへの参画によりターゲットへアプローチを行い、年代層別などのコミュニティを構築する。後述するミートアップやイベントの開催により、少なくとも4つのコミュニティを形成すること。

②形成したコミュニティの管理運営及びコミュニティ参加者との連絡調整を行う。

③受託者及び東京事務所の既存の繋がりや、ビジネスイベント等で接点を獲得した人材をコミュニティに参画させるためのミートアップを少なくとも3回開催する。ミートアップ開催のための企画・会場選定・広報・参加者への連絡調整なども本委託業務に含むものとする。

④移住・就職に寄与するための長期的なコミュニティとなることを期待しており、コミュニティが継続・発展するための取り組みや、首都圏に就職した市内大学生や市内企業のアルムナイ人材などの流入を促す仕掛けについて提案すること。

3) 効果検証のためのイベントの開催

①構築した年代ごとのコミュニティに対し、神戸への移住・転職を促進するためのイベントを企画し、少なくとも4回開催する。

②神戸市との協議により企画内容を決定し、イベント開催に必要な全体進行の管理や運営、登壇者・参加者との連絡調整などを行う。

5. 業務報告

1) 神戸市との定例会を毎月開催し事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。

2) 契約期間終了後、翌月30日までに以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、電子データで提出すること。

- ①実施した委託事業の概要、事業の成果、課題
- ②本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ③その他、必要に応じて東京事務所が求める報告事項

6. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した内容を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

2) 著作権の帰属

- ① 本事業の成果物、および所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は受託者に帰属する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者自身の責任で賠償責任を負うこととする。

3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

7) 第三者の権利侵害

受託者は作成する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。